科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年6月9日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2006~2008課題番号:18500740

研究課題名(和文) 情報モラル、個人情報保護を中心とした学校の情報化に伴う問題につい

ての研究

研究課題名(英文) Research on the Information Ethics Education and Problems of Personal

Information handling in Elementary and Secondary school.

研究代表者

長谷川 元洋 (Hasegawa Motohiro) 金城学院大学・現代文化学部・准教授

研究者番号:80350958

研究成果の概要:学校の個人情報保護への対策の実態調査を行い、社会的に個人情報保護に関する意識が高まった後も学校の個人情報保護対策が十分ではないことを指摘した。また、児童・生徒の個人情報を適切に扱うことは、児童・生徒に対し、自分の個人情報を悪用されないための教育を行うためや、児童・生徒、保護者、学校教育への協力者と真の信頼関係を作るために必要であることを指摘した。また、ネット上の問題事例を取り上げ、それに対する学校の対応を法的側面と教育的側面から検討した。

交付額

(金額単位:円)

			(亚语十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
18 年度	1, 900, 000	0	1, 900, 000
19 年度	1, 000, 000	300, 000	1、300、000
20 年度	700、000	210, 000	910、000
年度			
年度			
総計	3, 600, 000	510, 000	4、110、000

研究分野:総合領域

科研費の分科・細目:科学教育・教育工学 教育工学

キーワード:教育の情報化・個人情報・コンプライアンス・情報モラル・ネットいじめ

1. 研究開始当初の背景

平成 17 年に個人情報保護法が全面施行され、社会全般に個人情報保護に関する意識の高まりが見られた。しかし一方で、学校からの情報流出事件が後をたたず、その対策をとることが急がれていた。

また、平成 16 年度文部科学省 情報化の 影の部分への適切な対応に関する研究委託 事業「情報モラルに関する調査報告書 ~校 長、教員、児童生徒に対するアンケート調査 から~」は、「情報モラルの指導力向上を期 するためには、「新・手引き」において、校 種や学年、各教科等において指導することが 求められる必要十分な情報モラルについて の指導内容の指針を提示することが必要と 考えられる」、「教員研修には、情報モラルに ついての指導を促す効果があることが分か る」、「情報モラルの指導は、学校のみならず、 家庭においても行うことが適切と考えられ る」と指摘しており、情報モラル教育に関す る教員研修や児童・生徒への情報モラル教育 の実施の必要性、家庭における情報モラル教 育の必要性等を指摘していた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「初等中等教育機関における個人情報の取り扱いの実態を把握し、その問題と課題について考察すること」と、『「ネットいじめ」や「学校裏サイトによる誹謗・中傷」への学校の対応に関する教育的な問題とそれに伴う法的な問題を解明すること』である。

3. 研究の方法

- (1)個人情報保護法全面実施前後の学校の個人情報の取り扱いの実態調査の結果を比較し、問題や課題について検討する。
- (2)公立中学校(以降 X 中学校とする)で発生したインターネット上での誹謗・中傷事件を取り上げ、問題となったサイトの記録や X 中学校の教員のインタビューデータを教育的な観点と法的な観点の両面から検討し、教師の対応に関する教育律的な問題と、それに伴う法的な問題を解明する。

4. 研究成果

研究成果を、「(1) 個人情報への対応実態とそこに存在する問題についての検討結果」、「(2) インターネット上での問題への学校の対応とその違法性)、「(3) 学校外の者が児童・生徒間の問題にネット上で介入したと推測できる事例に存在する問題と学校の法的義務」の3つに整理して、以下に示す。

(1)個人情報への対応実態とそこに存在する問題についての検討結果

今回の調査によって、個人情報保護法が全 面施行され、社会全体の個人情報保護に対す る意識が高まった2005年においても、学校 における個人情報保護への対応は不充分な 状態であるばかりか、学校では、法令に基づ いた個人情報の取り扱いがなされていない 実態が明らかになった。民間の個人情報取り 扱い事業者は、個人情報保護法全面施行に向 けて、2004年から対策をとってきた。それに 対して、2004年、2005年とも教員が個人情 報保護に対する研修を受けた割合が低いこ とが示されている。また、5の結果からも、 教員に個人情報保護に関する研修を受けさ せる機会を設けている教育委員会は少ない ことがわかる。また、神奈川県の高校教員を 除き、希望する教員のみが受講する形の研修 であり、すべての学校の教員に正しい知識を 伝えることを目的とした講座にはなってい ないことから、個人情報保護に関する研修を 受けたことのない教員の割合が高いと考え ることができ、このことは、学校において個 人情報保護への対応が遅れている大きな原 因の一つであると考えられる。

教員が児童・生徒を適確に教育するために は、児童・生徒の学習状況やその家庭環境等 の詳細な情報を集め、それを活用する必要が ある。保護者は、学校を信頼し、子どもの教 育のために個人情報を学校に提供している と考えられるが、学校が個人情報を不適切に 取り扱って、学校への保護者からの信頼を失 えば、教育に必要な情報を、充分得られなく なる可能性がある。学校の教員は、成績記録 簿等、担当している児童・生徒の情報を、各 自の判断で収集したり、管理したりすること が多いため、すべての教員が個人情報保護に ついて正しい知識を持つことが必要である。 また、保管している情報の安全が脅かされる ような内容を除いて、学校が取っている具体 的な安全対策を児童・生徒ならびに保護者に 説明していくことは保護者からの信頼を得 るために有効であるだけでなく、教員の意識 を向上させるためにも有効であろう。

児童・生徒に、自分の個人情報を悪用されないための教育を行うためには、教員のでは、教員のでは、教員のでは、教育を担信の個人情報を適正に取り扱い、と実態を日々の教育実践の中で、児童・生徒に示す必要がある。学校が協力で児童・生徒ならびに保護者、学校教育への協力者と真の信頼関係をももない。学校教育への協力者と真の信頼関係をもも教育できない。学校教育を教育を教育を教育を教育を教育を表していくために、情報セキュリティの重視等をするといくために、情報セキュリティの重視等を可のの推進、情報セキュリティの重視等を可のの推進、情報セキュリティの重視等を可のの推進、情報セキュリティの重視等を可のの担当である。

(2) インターネット上での問題への学校の 対応とその違法性についての検討結果

パスワード制限をした電子掲示板での生 徒の行動を把握するために、他の生徒からパ スワードを聞きだし、生徒の様子を観察した 教師の行動について、教育的側面と法的側面 の2つの側面から検討した。問題となる行為 の「教育的な配慮の必要性」と、当該行為の 行われた場の違い(学校の「内」と「外」) によって、教師の行為として介入が許容され る程度が違ってくると考えることができる。 いじめなど当該行為に対する教育的な配慮 の必要性が高く、かつ、「学校の内」で起き ている場合は、それへの教師の対応が形式的 には違法であっても、実質的に見れば違法と はいえず、教師の行為として介入が許容され る可能性がある。一方、民間プロバイダのサ ーバ上に設置された掲示板上で誹謗・中傷行 為が発生し、かつ、当該行為への介入の必要 性が低いケースでは、生徒から聞き出したパ スワードを使って、教師が掲示板を監視する 行為は、違法であると解釈される可能性が高

いと考えられる。それを図1のように表した。 この図を用いて、当該行為への教育的介入の 必要性とその行為が行われている場所とい う当該行為の特性から、いじめ行為をとらえ、 当該事例が図1に示す座標のどこに位置す るのかを確認し、さらに「いじめの深刻さ、 担当教員の具体的な認識、対応の緊急性、問 題に対する教師の行為の必要性、掲示板等の 管理権限、従前の生徒間の関係などの条件」 を検討し、問題に対する教師の対応が妥当で あるかどうかを検討することは有益である と考える。もちろんこの図には、絶対的な値 が設定されているわけではなく、当該行為の への教育的介入の必要性も単純に数値化で きるわけではない。したがってこの図は、単 独の事例の絶対的検討ではなく、参照となる ような事例との比較や複数の事例同士の比 較において有効に機能するものである。しか し、この図でこれらの要素間の関係性とその 全体構造を把握しておくことは、問題構造の 認識にも有益だと考えられる。

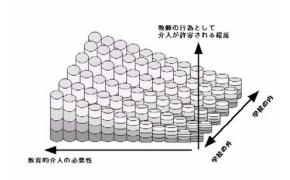


図1. 当該問題行為の特性と教師の行為とし て介入が許容される程度

(3) 学校外の者が児童・生徒間の問題にネット上で介入したと推測できる事例に存在する問題と学校の法的義務についての検討結果

学校外の者が児童・生徒間の問題にネット上で介入したと推測できる具体的な事例(図2、図3、図4参照)を取り上げ、そこに存在する問題や学校の法的義務について検討した。さらに、無責任な外部の人間がインターネットを通じて、学校や児童・生徒間の関係性に対して介入してくる可能性があることを、学校は認識して、指導方針や具体的な対策をとる必要があることを論じた。

もはや学校の内と外とは、情報手段を介せば明確に分かちがたく、学校外と学校内とを結ぶような、従来起こらなかったような問題が起こる可能性のあることを、学校や教育委員会はもちろんのこと、社会全体が十分に認識するべきである。特に、無責任な外部の人間が、ネットを通じて、学校や児童・生徒間

の関係に介入してくる可能性があることを、 学校は認識し、指導方針を立てるとともに具 体的な対策をとる必要がある。その際、ネッ ト上の問題について学校の指導が及ぶ程度 に応じて、学校の関与すべき程度が異なるこ とを考慮し、学校が児童・生徒に対する過剰 な監視や行動制限をすることなく、適切に対 応・指導ができる方策を検討することが重要 である。

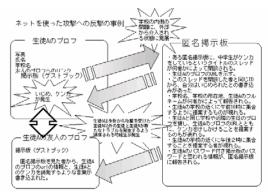


図2. ネットを使った反撃の事例

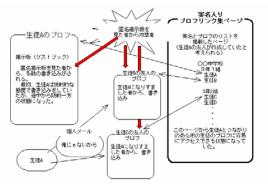


図3. 匿名掲示板の閲覧者から生徒 A に対して行われた攻撃

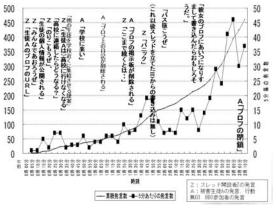


図4. 匿名掲示板上の発言数の推移とそこで 発生した状況の変化

また、この事例では、善意の外部者が学校に連絡したが、このように善意の協力者が現れることが多くなれば、学校や地域住民らがネットパトロールを行う必要性は低くなる。児童・生徒の教育環境に配慮した健全なネット社会に発展させていくためには、啓発活動等をとおして、肯定的な情報提供が生まれる協力的な体制を醸成する必要がある。

5. 主な発表論文等 〔雑誌論文〕(計5件)

①Motohiro HASEGAWA、Tatsuya OTAKE、Takashi Otani、An Inquiry into the Legal Authority of Schools in Cyberbullying Conflicts: Cases of Possible Online Intervention by Outsiders in Conflicts Among Students、The V Internacional Conference on Communication and Reality 1、発表申し込み時に査読有(プロシーディング)、pp. 359-368、2009

②長谷川元洋、大嶽達哉、大谷尚、「ネットいじめの問題に対する学校の法的権限についての検討 ネット上から部外者が生徒間の問題に介入したと推定できる事例を通じて」、情報ネットワーク・ローレビュー、査読有、第8巻 2009、pp.86-97

③長谷川元洋、大嶽達哉、大谷尚、「ネットいじめに対する教師の対応の教育的・法的問題の解明と課題の検討―ある公立中学校での事例を手がかりに」、情報ネットワーク・ローレビュー、査読有、第7巻、2008、pp. 104-113

④<u>長谷川元洋</u>・大谷尚、「個人情報保護法全面実施後の初等中等教育機関の個人情報保護の現状と問題」、情報ネットワーク・ローレビュー、査読有、第6巻、2007、pp. 121-133

[学会発表] (計21件) (平成20年度)

①Motohiro HASEGAWA et al. An Inquiry into the Legal Authority of Schools in Cyberbullying Conflicts: Cases of Possible Online Intervention by Outsiders in Conflicts Among Students, The V Internacional Conference on Communication and Reality、平成21年5月23日、Barcelona、Spain

②長谷川 元洋ら、情報手段の拡大による学校の情報の学校外への侵出とそれにもとづく侵襲性の高い介入情報の発信がなされた事例についての検討、情報ネットワーク法学会第8回研究大会、平成20年12月6日、東

京都千代田区(東京電機大学)

③尾崎康ら、すべての教師が取り組む情報モラル教育、第34回 全日本教育工学研究協議会 全国大会、平成20年11月22日、三重県津市(三重県総合文化センター)

④長谷川元洋ら、学校が組織的に対応するためのフローチャート式ネットトラブル対応マニュアルの開発、第34回 全日本教育工学研究協議会 全国大会、平成20年11月22日三重県津市(三重県総合文化センター)

⑤尾崎康ら、教員の情報モラルの指導に対する自信についての考察、ネット上の事件を調査させる学習を中心とした授業を担当した教員を対象に、日本教育工学会第24回全国大会 平成20年10月13日 新潟県上越市(上越教育大学)

⑥長谷川 元洋ら、学校の事情に合わせて情報セキュリティと個人情報保護のルールを策定することの問題点、日本教育工学会第24回全国大会、平成20年10月11日、上越教育大学(新潟県上越市)

⑦Motohiro HASEGAWA et al. Educational and Legal Problem of School Teachers' Response to Cyber-bullying: A Suggesion to Their Tasks、Netsafe Conference '08、平成 20 年 7 月 29 日、Queenstown、New Zealand

(平成 19 年度)

⑧新谷洋介ら、携帯電話利用者を狙った詐欺 から身を守るための教材開発と授業実践、第 33回全日本教育工学研究協議会、平成19年 11月17日、旭市立中央小学校(千葉県旭 車)

⑨長谷川元洋ら、インターネットの電子掲示板上での児童・生徒間の誹謗中傷トラブルに対して教師が直面している問題についての検討、情報ネットワーク法学会 第7回研究大会、平成19年11月10日財団法人にいがた産業創造機構「NICOプラザ」(新潟市)

⑩新谷洋介ら、携帯電話のインターネット機能の特性を考慮した情報モラル教材の開発と授業実践、日本教育工学会第23回全国大会、平成19年10月13日、早稲田大学(所沢市)

①長谷川元洋ら、携帯電話を使用した疑似体 験型情報モラル教材の効果 日本教育工学 会第23回全国、平成19年10月13日、 早稲田大学(所沢市) ⑫尾崎廉ら、すべての教師が指導できる情報 モラル教育の授業、日本教育工学会第23回 全国大会、平成19年10月13日、早稲田 大学(所沢市)

⑬尾崎廉ら、すべての教師が指導に参加する情報モラル教育の実践-新聞記事データベースの活用と道徳、国語の学習との連携ー、日本教育工学会研究会 平成19年5月19日、北星学園大学(札幌市)

(平成 18 年度)

④長谷川元洋ら、個人情報保護法全面施行後の初等中等教育機関の個人情報保護の現状と問題、情報ネットワーク法学会第6回研究大会予稿集 2006 pp. 73-76、平成18年12月2日、筑波大学(つくば市)

⑮小川 裕之ら、個人情報保護に関する意識 を高める授業実践の提案、日本教育工学会 第22回全国大会、講演論文集 P993-P994、 平成18年11月5日、関西大学(高槻市)

(6) 長谷川元洋、インターネット利用時のリスクについての知識と対策の実態調査 中学生と高校生を対象として、日本教育工学会第22回大会、講演論文集 P151-P154、平成18年11月5日、関西大学(高槻市)

⑩小川 裕之ら、学校の現状に対応した個人情報保護対策の研究(2) -校内研修講座実施時のアンケート調査から-、平成18年10月28日、第32回全日本教育工学研究協議会全国大会、第32回全日本教育工学研究協議会全国大会 論文集 CD-ROM KUMAMOTO 2006 H-04、熊本市

®辻 慎一郎ら、学校の現状に対応した個人情報保護対策の研究(1) −教育管理職を対象にした研修講座からー、平成18年10月28日、第32回全日本教育工学研究協議会 全国大会、第32回全日本教育工学研究協議会全国大会 論文集 CD-ROM KUMAMOTO 2006 E-07、熊本市

⑩長谷川元洋 TV 会議システム等を利用した遠隔交流学習実施時の個人情報保護に関する考察、第32回 全日本教育工学研究協議会 全国大会、平成18年10月28日、第32回 全日本教育工学研究協議会 全国大会 論文集 CD-ROM KUMAMOTO 2006 E-11、熊本市

②長谷川元洋、中等教育機関における情報モラル教育の現状と課題(1)、韓国コンピュータ教育学会主催 日韓情報倫理教育・交流セミナー 2006、平成18年9月29日、プロ

シーディング 2006、pp. 63-122、高麗大学校 (韓国・ソウル市)

[図書] (計2件)

①堀田龍也監修 菅・藤本・相原・豊田・<u>長</u> 谷川ら、ジャストシステム、ICT ではなまる 授業、2008、(知識編執筆 pp167-187)

②<u>長谷川元洋</u> (編著)、他 東京書籍 子 どもたちのインターネット事件 親子で学 ぶ情報モラル 2006 総ページ数 P255 (内 31 ページ 執筆)

6. 研究組織

(1)研究代表者

長谷川 元洋 (Motohiro HASEGAWA) 金城学院大学・現代文化学部・准教授 研究者番号 80350958